

○浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金交付要綱

(令和6年5月21日告示第125号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による避難中に町内に増加した有害鳥獣から、自家消費農作物の栽培地（以下「家庭菜園」という。）を守り、安心・安全な住環境整備及び居住人口の増加につなげるため、家庭菜園の鳥獣対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、浪江町内に居住する者であり、浪江町内の所有地内に家庭菜園を有する者とする。

- 2 補助対象者は第3条第2項に定める資材で家庭菜園の外周を囲っている者とする。
- 3 浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金(令和2年3月24日告示第28号)の交付を受けた者でも、家庭菜園に新たな対策を実施する場合は補助対象者となる。ただし、浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金交付要綱(令和6年5月21日告示第125号)の施行日時点からの補助金交付累計金額が第4条第1項に定める上限額に達した者はその限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、所有する家庭菜園の被害防止のために要した経費（以下「補助事業費」という。）とする。

- 2 補助事業費は、新たに購入した資材（ワイヤーメッシュ、電気牧柵、アニマルネット）の購入費及び資材の設置に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業費の2分の1以内の額とし、その上限額は1世帯につき5万円とする。

- 2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請は、浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 補助対象事業の内容がわかる書類及び見積書等の写し
- (3) 町税等の未納がないことを証する書類
- (4) 補助金を入金する口座が確認できる通帳の写し
- (5) 土地の所有者以外が申請する場合は、当該土地所有者が承諾したことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規定により交付の決定をする場合は、浪江町家庭菜園

向け有害鳥獣対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（計画変更の承認申請）

第7条 補助対象者は、第5条の申請書の内容を変更又は中止する場合、速やかに浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は実施が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金変更交付の決定）

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更又は中止の決定を、浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業変更・中止決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業実績報告書（様式第5号）により、交付決定の日の属する年度の2月28日までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象箇所の施工前後の現場写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町住宅等鳥獣被害対策補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（確認）

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。

（台帳の整備）

第13条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金交付台帳を整備しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策補助金交付（不交付）決定通知

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策事業変更・中止承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策事業変更・中止決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策事業実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

浪江町家庭菜園向け鳥獣対策補助金交付請求書

[別紙参照]